

補助事業で取得した下水道用地の利用状況等について（国土交通大臣あて）

計画面積等を超えた用地及び財産処分の承認を受けずに目的外使用を行っていた用地の

取得価格に係る国庫補助金交付額(支出) 40億7311万円

指摘の背景となった平成21年度末現在下水道事業に利用されていない用地の

取得価格に係る国庫補助金交付額等(支出) 3235億3304万円

1 事業の概要

(1) 下水道事業の概要

都道府県、市町村等（以下「事業主体」という。）は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として下水道事業を実施しており、国土交通省は、これらの下水道事業に多額の国庫補助金を交付している。

下水道事業は、各家庭等から発生する污水や雨水等の下水を流下させる管きょの敷設、下水を揚排水するポンプ場の設置、下水を処理するための水処理施設、高度処理施設、汚泥処理施設等の構造物を建設するなどの終末処理場の整備、これらの各施設に必要な用地の取得等を行うものである。

(2) 下水道事業の計画

事業主体は、下水道事業の実施に当たり、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会編）に準拠して、計画区域における計画目標年次（おおむね20年後から30年後）の人口、汚水量、流入水質等の予測を行って、この予測値を基に、終末処理場等の施設並びに管きょのそれぞれの配置、構造、能力等を定めた下水道計画（以下「全体計画」という。）を策定している。この全体計画における人口、汚水量等の予測値は、計画策定時点から年数を経る間に、社会情勢の変化等によって全体計画と大きくかけ離れることがあるため、設計指針によれば、その地域に合った汚水量等の実測値を参考にして、可能な限り正確な予測値に修正して全体計画を見直し、併せて施設の建設計画の見直しを行うことが必要であるとされている。そして、事業主体は、全体計画のうち必要性が高くおおむね5年から7年の間に整備可能な区域及び施設について、事業計画を策定して、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けて事業を実施している。

(3) 用地の取得と国庫補助の範囲

終末処理場等の用地の国庫補助対象となる範囲は、下水道事業採択基準等により、原則として下水の処理又は排水に直接必要な構造物面積の4.5倍以内（終末処理場用地の場合）又は3倍以内（ポンプ場用地の場合）の面積等とされている。

(4) 終末処理場等の施設・用地に係る財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）によれば、補助事業者等が、補助事業等により取得した財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は貸し付けるなどする（以下、これらの行為を「財産処分」という。）ときは、各省各庁の長の承認を受けなければならないこととされている。そして、国土交通省は、従来、地域の活性化、経済的効果等に資することを目的として、一定の条件に該当する場合においては、施設等の建設に着手するまでの間、下水道事業本来の目的を妨げない範囲で下水道事業以外の用途での使用（以下「目的外使用」という。）を承認することとしており、その場合において、有償で貸付けなどを行うときは、当該貸付料等のうち国庫補助金相当額の国庫納付を条件とすることとしている。

2 本院の検査結果

24都道府県管内の522事業主体において、21年度末までに取得した2,276終末処理場等の用地計52,678,650㎡を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 下水道用地の利用状況について

下水道用地の利用状況については、21年度末現在、下水道事業に利用されていない用地（以下「未利用地」という。）は、393事業主体の952終末処理場等で計17,014,926㎡（国庫補助金交付額計3235億3304万余円）となっていた。

(2) 未利用地の今後の下水道用地としての利用見込みについて

未利用地の今後の必要性についてみると、今後とも利用が見込まれなかったり、見込まれないこととなる可能性があったりしているなどの用地が次のとおり見受けられた。

ア 事業主体の全体計画の見直しによる施設規模の縮小等に伴い、全体計画上、下水道用地としての利用見込みがなくなっているもの（145事業主体の225終末処理場等、計2,457,880㎡）

イ 全体計画を適切に見直すこととすれば、施設の規模が縮小するなどして、下水道用地として利用が見込まれない用地が生じ、又は見込まれないこととなる可能性があるもの

(ア) 国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口、各処理区における上水道の給水量の実測値等に基づくなどして本院が試算した汚水量が、計画汚水量より少ないものとなった終末処理場における水処理施設等の建設予定地（183事業主体の265終末処理場、これらの終末処理場における未利用地面積計6,580,578㎡）

(イ) 近年の技術の進歩により広大な用地を保有する必要性がなくなっているのに、施設の能力や規模等の検討を行っておらず、必要面積が明確でないまま長期間未利用となっている高度処理施設の建設予定地（54事業主体の61終末処理場、計363,788㎡）

(ロ) 採算性を考慮するなどして、民間工場で汚泥を処理することとしている終末処理場が多くあるのに、需要量等に関する調査や予測、施設の能力や規模の検討等を行っておらず、必要性や必要面積が明確でないまま長期間未利用となっているコンポスト施設の建設予定地（42事業主体の47終末処理場、計247,735㎡）

(ハ) 長期間施設が全く建設されておらず、この間の社会情勢等の変化に伴い、必要性や必要面積に変化が生じている可能性のある終末処理場の建設予定地（5事業主体の6終末処理場、計234,666㎡）及び雨水ポンプ場の建設予定地（18事業主体の22ポンプ場、計74,337㎡）

(ニ) 計画面積等を超えて取得している終末処理場等の用地について

- ・用地取得費の国庫補助対象の範囲の原則である下水の処理又は排水に直接必要な構造物面積の4.5倍又は3倍を超えて取得しているもの（68事業主体の149終末処理場等、計133,754㎡、国庫補助金交付額計13億5409万余円（①））

- ・事業計画の認可を受けた用地面積を上回る面積を国庫補助対象として取得しているもの（54事業主体の87終末処理場等、計46,927㎡、国庫補助金交付額計5億4154万余円（②））

(3) 下水道用地における目的外使用について

ア 財産処分の承認を受けているもの

承認を受けて目的外使用を行っているもの（150事業主体の238終末処理場等、計2,914,111㎡）このうち、下水道事業者以外の者に管理を行わせているものの、管理協定等を締結していないもの（48事業主体の80終末処理場等、計1,114,514㎡）

イ 財産処分の承認を受けていないもの

承認を受けずに目的外使用を行っているもの（37事業主体の46終末処理場等、計182,017㎡、国庫補助金交付額計21億0038万余円（③））、このうち、有償で貸し付けるなどしているものの、当該貸付料等のうち国庫補助金相当額の国庫納付を行っていないもの（2事業主体の4終末処理場等、計7,123㎡、貸付料等に係る国庫補助金相当額計1億3477万余円（④））

（①～④には重複があり、重複分を除いた国庫補助金交付額等計は40億7311万余円となる。）

前記のように、下水道事業で取得した用地の利用に関して、社会情勢の変化等を適時適切に反映して全体計画を見直したり、今後の必要性について十分検討したりしないまま、利用が見込まれない、又は見込まれないこととなる可能性がある未利用地を保有している事態は、投資効果が発現しないこととなるもので適切でなく、改善の要があると認められる。また、用地の取得に際して、計画面積等を超えた用地を国庫補助対象としている事態や、財産処分の手続が適正に行われていない事態は適切でなく、是正及び是正改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見並びに要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

国土交通省において、未利用となっている下水道用地について、下水道事業における必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう、また、今後の下水道用地の取得が適時適切に行われるよう、さらに、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう、次のとおり意見を表示し並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

（1）未利用地の取扱いについて（会計検査院法第36条による意見を表示するもの）

ア 事業主体に対して、社会情勢の変化、現状における給水実績等の最新データなどを的確に反映した全体計画等の見直しを早急に行うよう周知徹底し、建設予定の施設等の必要性、適正な規模等の具体的な検討を求めること。その際、終末処理場等の用地についても、建設予定の施設等に必要な面積と不要な面積とを区分するなどの具体的な検討を求めること。さらに、これらの具体的な検討状況、未利用地の状況等の報告を適宜求め、下水道用地の適切かつ有効な管理・利用を図ること

イ 事業主体に対して、全体計画等の見直しなどにより、将来も下水道事業に利用する見込みがなくなった用地については、可能な限り他事業又は他事業者等に譲渡するなどしてその資産の有効活用を図らせること

（2）用地の取得について（同法第34条による是正改善の処置を求めるもの）

事業主体に対して、用地の取得に当たっては、補助の目的に沿った利用が早期に図られるものを可能な限り優先するとともに、補助対象の範囲を十分確認の上、補助申請を行うよう周知徹底すること

（3）用地の財産処分について（同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの）

事業主体に対して、国土交通大臣の承認を受けずに財産処分を行っていたり、管理協定等を締結していなかったりしている下水道用地について、速やかに補助金等適正化法、都市局承認基準等にのっとりた所要の承認手続等をとらせるとともに、有償のものについては、国庫補助金相当額の国庫納付をさせること。また、今後、財産処分に当たっては、これらの法令等を遵守して、適正な手続及び所要の国庫納付を行うよう周知徹底すること